

農産物検査法施行規則第15条第1項第2号の農林水産大臣が
指定する研修について

農林水産事務次官発所長等あて	平成13年1月12日	12食糧第1233号
一部改正	平成15年7月1日	15総合第1581号
	平成18年7月7日	18総食第380号
	平成23年8月31日	23総食第1105号
	平成27年9月30日	27生産第1823号

農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（平成12年農林水産省令第107号）による改正後の農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号）第15条第1項第2号の農林水産大臣が指定する研修が下記のとおり定められましたので、御了知の上、貴傘下の関係機関等に対して、周知方よろしく申し上げます。

記

農産物の生産、流通又は検査の業務に1年以上従事した経験を有する者に対し、農産物検査法（昭和26年法律第144号）第2条第1項の農産物検査を適確に行うために必要な知識及び技能を修習させるために農林水産省政策統括官が定めるところにより同条第5項に規定する登録検査機関（以下「登録検査機関」という。）、登録検査機関が組織する団体又は農産物検査員の研修に関する事業を行う法人が実施する研修。